なお、受注者は、工事の継続性等について支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

２）平成19年度以降に、上記⑸１）に掲げる要件を満たす工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑸２）に掲げる工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

１）入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、ア）からウ）の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ）提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

ウ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法

１）「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

２）提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～25点、二次審査０～35点の範囲で「加算点」を与える。

なお、一次審査は、上記加算点のほかに企業の能力等に対して０～１点を与える。

ただし、一次審査、二次審査の加算点合計には、加算しない。

また、二次審査は、上記加算点のほかに賃上げの実施を表明した企業等に０～４点の「加算点」を与える。

３）一次審査に関する事項　上記２の条件をすべて満たす者のうち、次の評価項目について評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。

一次審査の評価項目

ア）企業の能力等

①　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

イ）提案事項

①　切羽前方の湧水把握に関する提案事項

②　人力による切羽作業の軽減に関する提案事項

※掘削・支保工に関するものに限る

４）二次審査に関する事項　一次審査により選抜された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画等を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

二次審査の評価項目

ア）提案事項

①　覆工コンクリート打設における省人化に関する提案事項

②　坑内ズリ搬出の効率性に関する提案事項

③　「ＩＣＴ技術を活用した施工管理」に関する提案事項

イ）賃上げの実施表明

５）入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

施工体制の評価項目

ア）品質確保の実効性

イ）施工体制確保の確実性

６）価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒047―8555 北海道小樽市潮見台１丁目15番５号　北海道開発局小樽開発建設部契約課上席契約専門官　夏堀　晋治　電話0134―23―5176（ダイヤルイン）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和４年９月20日から令和５年２月10日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和４年９月20日９時00分から令和４年10月12日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年９月20日９時00分から令和４年10月12日16時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　一次審査結果の通知　本工事の一次審査に係る評価の結果は、令和４年11月11日に通知する。

⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　令和４年11月14日９時00分から令和４年12月15日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年11月14日９時00分から令和４年12月15日16時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和４年11月14日から令和５年２月10日まで（利付国債の提供の場合は令和５年１月27日まで）　〒047―8555 北海道小樽市潮見台１丁目15番５号　北海道開発局小樽開発建設部契約課課長補佐　菅生　啓介　電話0134―23―5129（内線242）へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、令和５年２月10日11時00分。